

Information

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい所得の少ない高齢者の方を支援するため、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)が支給されます。

給付金の対象と見込まれる方につきましては、既に申請書を送付していますので、申請がまだお済みでない方は、手続きをお願いします。

申請期限

平成28年7月15日(金)まで

問い合わせ

役場 町民生活課 生活支援係
内線 2118

Information

農地パトロールを実施します

鬼北町農業委員会では、農地の利用状況の確認や、遊休農地、違反転用などの発生防止を目的として、下記の日程で農地パトロールを行います。

農地のことで相談のある方は、ぜひパトロールの日までに地元農業委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

日 程

【好藤・近永地区】 7月12日(火)
【泉・愛治地区】 7月15日(金)
【日吉地区】 7月19日(火)
【三島地区】 7月21日(木)

※天候の都合で変更になる場合があります。

問い合わせ

役場 農業委員会事務局 内線 2436

Information

日吉診療所からのお知らせ

7月からの診療日程を、以下のとおり変更します。

【診療日程】

	曜日	月	火	水	木	金
午前	○	○	○	○	○	○
午後	○	○	○	—	○	○

問い合わせ

日吉診療所 ☎ 44-2250

Information

国民年金保険料に関するお知らせ

◆国民年金保険料は

納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

◆国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、宇和島年金事務所か役場町民生活課で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成28年度分の免除等の受付は、平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年度から法律が改正されて、2年1ヵ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により、保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、宇和島年金事務所または役場町民生活課へご相談ください。

問い合わせ

宇和島年金事務所 国民年金課

☎0895-22-5440

役場 町民生活課 保険年金係 内線 2114